

お客様各位

富士フイルム株式会社

イメージングソリューション事業部

品質価値保証グループ

シニアエキスパート

大成 ちか子



米国カリフォルニア州 プロポジション65適合証明書

以下の弊社製品について、米国カリフォルニア州の1986年安全飲料水および有害物質施行法 (Proposition 65) およびその2025年12月に更新された最新内容に準拠し、制限された物質が製品表面に含有されていないことを保証いたします。

- 記 -

[対象製品]

製品名称	シリーズ	備考 ^(※1)
CF8ZA-1S CF12ZA-1S CF16ZA-1S CF25ZA-1S CF35ZA-1S CF50ZA-1S	CF-ZA-1S series	

※1 備考欄に記載の番号は、欧州RoHS指令に記載された適用除外の番号を記しております。

[EU RoHS指令により制限される物質(群)および最大許容濃度]

化学物質名	最大許容濃度 ^(※2)
カドミウムおよびその化合物	100ppm
鉛およびその化合物	1,000ppm
水銀およびその化合物	1,000ppm
六価クロムおよびその化合物	1,000ppm
ポリブロモビフェニル (PBB)	1,000ppm
ポリブロモジフェニルエーテル (PBDE)	1,000ppm
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル (DEHP)	1,000ppm
フタル酸ブチルベンジル (BBP)	1,000ppm
フタル酸ジ-n-ブチル (DBP)	1,000ppm
フタル酸ジイソブチル (DIBP)	1,000ppm

※2 最大許容濃度は均質物質内の濃度として定義されます。
均質物質とはビス外し、切断、粉碎、研削、研磨及び類似の機械的な行為により分離出来ない材料を示します。

※3 欧州化学品庁(ECHA) Webサイト
<http://echa.europa.eu/web/guest/candidate-list-table>

以上